

風早北部 防犯情報 しょうなん

SHOW "No Action No result"

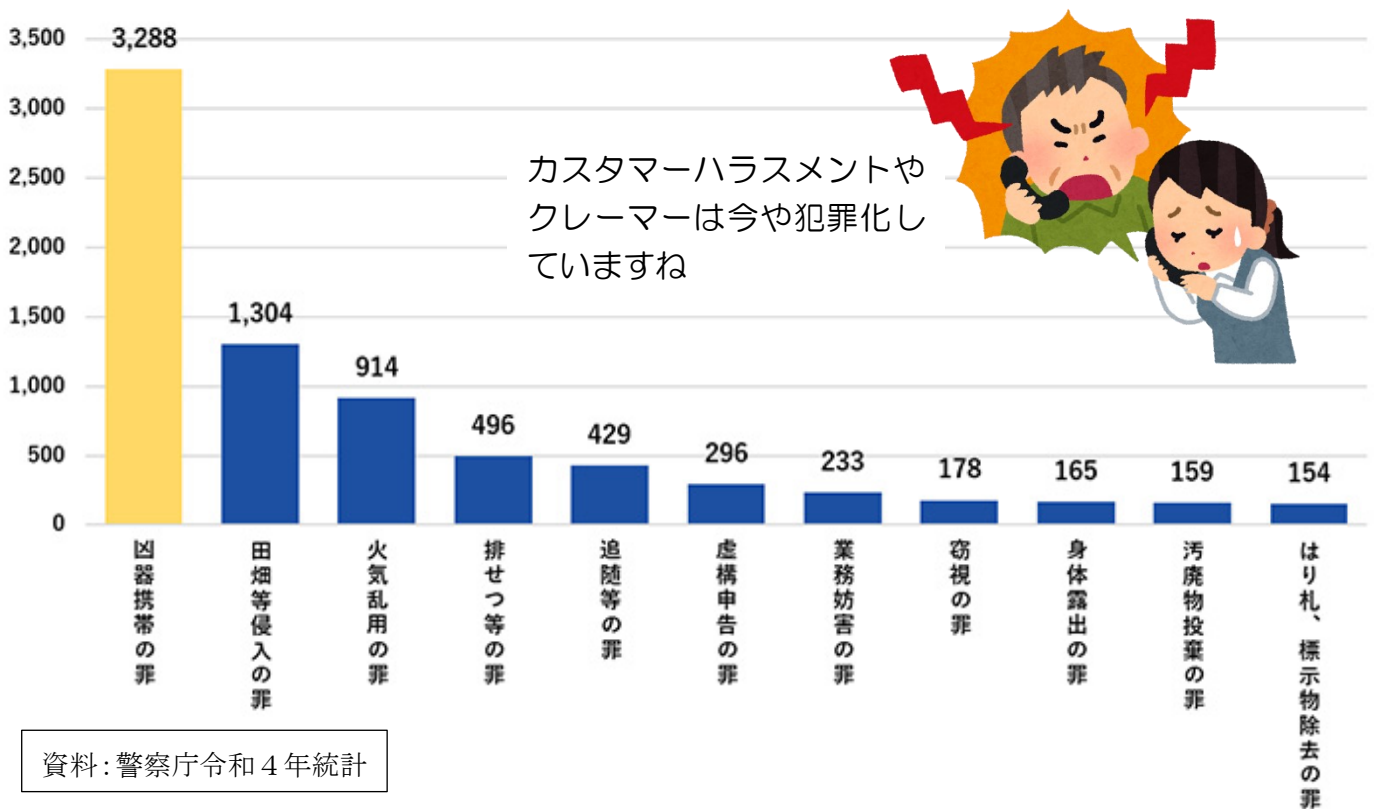
本稿は3頁です。

意識しない中で犯している罪があるかも！

あなたは・日常生活で軽犯罪に手を染めていませんか？

以下は警察庁公表の軽犯罪別の発生認知件数です。これによると、圧倒的に多いのが「凶器携帯」です。いわゆる危険物を所持し、職質などで警察官によりその携行が発覚したものです。（出典元：ALSOK ホーム研究所公式サイトより）

軽犯罪法違反の態様別検挙件数（令和4年）

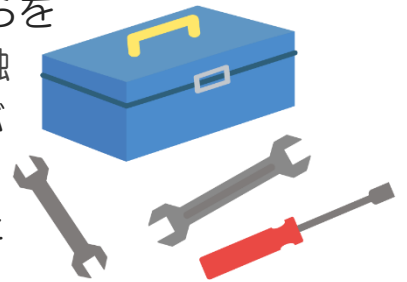


資料：警察庁令和4年統計

この程度なら罪にならないと勝手に自分で思い込んでも、実際には警察当局に検挙された事案が一年間（一昨年の統計値）で上記グラフの合計 7,500 件以上も発覚しています。上記の軽犯罪で、特に見逃しがちになる内容を以下に紹介しますので、自分の行動を振り返って、アッ、これって犯罪かもと思ったら、しっかり自己反省をしておきましょう。塵も積もり、取り返しがつかない犯罪に拡大することは避けましょう。以下はその主な例示です。

ドライバー（凶器や破壊用の工具）などの携行

一般のご家庭にも常備されているドライバーですが、これらを車に積むなどして携行すると、軽犯罪法第1条3号等に抵触し罪に問われる可能性があります。マイナスドライバーやバールなどの工具は「指定侵入工具」とみなされ、建物へ侵入する際に使用される恐れがあるものとして定められているためです。



無論、電気工事業や水道業、建設・建築業などの事業目的でこれらの工具を用いる際の携行に関しては罪に問われることはありません。一般の方の場合も、空き巣や不法侵入などに及ぶ意図による携行でなければ罪に問われる可能性は低いといえます。

ただし「念のため修理工具としてドライバーやバールを自家用車に積載していた」という状況で、悪意がなくても検挙されてしまう可能性はあり得ます。工具類の携行には、十分に注意を払っておいたほうが良いでしょう。

住居の近くでの焚火（たきび）



家やその塀、森林など火が点くと燃え広がる可能性のある物品や建物の近くで焚火を行うことは軽犯罪法第1条9号等に抵触し、火気乱用の罪などに問われる可能性があります。

物品や建物に限らず、ガソリンなど危険性のある可燃物の近くで焚火など火気を扱う行為があった場合も同じく火気乱用の罪等に該当する可能性があります。自宅近くや住宅街などでの焚火は可能な限り避け、屋外で火気を扱う場合はその状況や条件が法令に準拠するかどうかを事前に必ず確認しましょう。

行列への割り込み

公共の場所で交通機関や公演などを待つため並んでいる多くの人の列に威嚇を示して割り込み、列を乱す行為も軽犯罪法第1条13号等への違反の可能性があります。暴言などで周囲の人たちを威嚇しさらに迷惑をかける行為は、脅迫罪や強要罪等に問われる場合もあり得ます。またその場所が鉄道機関の施設内である場合は、鉄道営業法違反に該当することも考えられます。



道端などにつばを吐く行為



路上など公共の場所でつばを吐く行為は、軽犯罪法第1条26号等に違反する可能性があります。このような行為は犯罪に該当する以前に他人へ不快感を与えると同時に不衛生ですから、行わないようにしましょう。

これらのほか、「ごみなどを街頭や路上にポイ捨てすること（軽犯罪法第1条27号等）」や「他人の通行を故意に邪魔して不安を与えたり、迷惑をかけたりすること（軽犯罪法第1条第28号等）」なども犯罪とみなされる可能性があります。「ちょっとしたこと」や「単なる悪ふざけ」だと思ってしたことが、罪に問われてしまう可能性を意識して、日常生活に活かすことが大切です。

軽犯罪以外の身近に潜む法律違反

店舗での会計時に釣銭を多くもらって返さないこと

レジなどで会計の際に店員が釣銭の金額を誤り、多くの釣銭を渡されてしまった際、その場で気づいたにもかかわらずもらったまま放置することは詐欺罪等に該当する可能性があります。

店を出てから、あるいは帰宅してから気づいたのに返金を行わなかった場合は詐欺罪にはあたりません。ただし余分に渡した分の釣銭は、店側の占有から離脱した後にも店の所有物として扱われ、刑法第254条に基づき占有離脱物横領罪等に問われる可能性があります。

病院で自分に処方された薬を他の誰かに渡すこと

病院で処方された風邪薬や痛み止めなどの処方薬を、余ったからといって誰かにあげることは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の第24条等違反となる可能性があります。ご自身に処方された薬は残さず、きちんと飲み切るようにしましょう。

このほか、「ATMで取り忘れられたお金を持ち去ること（刑法235条窃盗罪または刑法第254条占有離脱物横領罪等の違反）」や「公衆トイレのトイレットペーパーを持ち帰ること（刑法235条窃盗罪）」なども、身近で起こり得る法律違反の可能性がある行為です。「誰にも何も言われなければ大丈夫だろう」と甘い認識をせず、何気なく行いそうになることも実は法律違反や犯罪行為となりかねないことを意識しましょう。



振りかえって、あなたは幾つの項目に覚えをもちましたか？ 清廉潔白が何よりです。自分の日々の行動や所作に意識を高めましょう。ち●ちゃんに「ポーっとしているぞォ！」と叱られる前に。